

Title	上総介忠輝 (其五完)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.3 (1910. 3) ,p.256(34)- 285(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19100315-0034
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100315-0034

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

上總介忠輝 (其五完)

阿部 秀助

五

慶長六年三月、政宗嘗て秀吉より拜領せし江州蒲生郡の地を、長安自から行きて監察せしことあり、然れども未だ以て兩者の關係を生せしとは思はれず、その之れあるに至りしは、實に政宗の息女五郎八姫が忠輝に嫁せし後なりとす、而して慶長十五年十一月、兼て政宗の子に配せらるゝとの約ありし大御所息女の逝去は、(一)政宗をして益々忠輝に近かしむるの已むを得ざるに至りぬ、然かも其の忠輝は今や失望の極に沈めり、之れを救はんか、之れを利用せんか、政宗に財力なきを如何せん、何となれば、彼政宗は慶長十二年四月に江戸城の普請を命せられ、更に十五年六月には名古屋城の普請を命せられしを以てなり、凡そ國家に於て、果た個人に於て、一大事業の完成が、直接間接之れが補助を財力に俟たざる可からざるは昔も今も變らざるなり、政宗は果して如何なる方面より之れを得んとせしか。

當時長安は其勢甚だ強く、駿府にありては、本多上野介と共に家康の帷幄に參し、獨り理財のことを處理せしのみならず、政務に干涉せしことは、慶長十四年九月丹波篠山城普請奉行内藤金左衛門改易處分一件之れを證して餘りあり、而して吾人が前に述べしが如く、彼が深き根柢を忠輝に有することは、其財力を利用せんが爲め、政宗の野心と同情とをして更に其翼を擴げしめ、銳利なる武器即ち鐵砲を得んが爲めに、遂に南蠻遣使の大事業を演出するに至れるを、(二)

吾人は信ず、此遣使こそ徳川一の財政家と、奥州一の弓取とが、西班牙王と法王とを抱こみて、當時日本に於て風雲を起さんとする互の意志の發表なるを、而して忠輝は此二個の妖星に供せられし懼む可き貴公子なりしなり。

慶長十六年政宗は、去秋より少々御煩とすることにて、江戸に出府せざりしが、ソテロは同年冬仙臺に向て下れり、政宗彼と會するや問ふに、教旨と海外の事情とを以てし、遂に翌十七年幕府の許可を得て、家臣支倉六右衛門常長等を南蠻に渡さんとせしが、此船は不幸にして、暗礁に觸れて碎けたり、是に於てか、政宗は直ちに江戸に登り、盛んに人心收攬策を講じぬ、即ち舊冬よりの約束なりと稱して、慶長十八年正

36 月十二日の晩には細川玄蕃頭興昌、并伊掃部助直孝、青山石見守、溝口外記、辻忠兵衛、柳原左衛門、山田十太夫等を饗し、同月十四日には神尾五兵衛方に古田織部正と會し、同月二十八日には大久保長安の實子たる青山權之助を饗し、殊に二月中旬、政宗は鷹狩と稱して、武州府中の附近に赴けり、而して其滯留の時日は少くとも一週以上なりとす、治家記録に

二月中旬以後、候御鷹野の御暇仰上げられ武州府中に御出あり日等不知

三月丙辰大上旬、府中より御歸府七日八日の間不詳

即ち彼は此間に如何なる事をなせしか、之れ吾人の本問題考察に就きて、最も注意す可き點なりとす、何となれば府中は長安が居城地たる八王子を去る僅かに數里の處に過ぎざるなり、吾人は此時日の間に於て兩者の間に或る秘密的會合のなされしにあらずやとの疑問を抱くものなり、かくて政宗は歸府すると共に、駿府行の決心をなすに至りぬ、そは同月十一日、酒井左衛門に與へたる書に。

武州府中に參應仕、一兩日以前罷歸候、懸御目鷹之御物語申度候、近日中駿河へ、可參由存候。

殊に此際、彼の人心收攬策は益々甚しきを加へぬ、即ち三月十三日、石川玄蕃頭康長を饗し、同月十六日には古田織部正、神尾五兵衛、島田次兵衛、青山石見守を饗し、同月十七日には岡田太郎右衛門及び青山石見守方に赴き、深夜歸邸、同月二十三日には溝口外記を饗し、同月十八日には長門侍從秀就に鶴一羽を與へ、又晦日には溝口外記、青山石見守に書狀を與へ、其翌日には更にソテロに向て左の返書を送れり。

内々御床敷有候處具に蒙仰、一々披見申候、船之儀に付、内々御肝煎之段承届、誠に忝次第に候。

一、南蠻へ遣候使者の事、此に前申付候者に相定申候、但來月者早々仙臺へ可罷下候間、かひたんにも承合、今一人も相添可申歟と存申候。

一、船に積候荷物の事は手前之大分は大形致用意候、かひたん手前の外、將監手前に三百箇可有之由候、其外世上より積度と申來候分四五百箇も可有御座と申候間、其元可御心安候、何様此中懸御目様子可申承候、被入御念切々御心付之段忝存候。

(恐恐謹言)

卯月一日

ソテロ

かくて期熟しけむ、彼は四月五日、江戸を發し同じく九日駿府に着し、家康に謁して銀千兩及び時服十領を獻じぬ、此際彼は直ちに歸らんとせしが、家康、其子常陸介頼宣の能を見せしめんとせしかば、十日許此地に滞在して、同月二十一日江戸に歸れり、其後數日を経過するも、彼は決して將軍家へ登城せざりき、治家記録に此間の消息を語りて曰く、

御城へ御出有度思召さるといへども、路次中御乗物にて少し御怪我あり、因て御さかやき成兼ね延引し給ふ、

同記録の筆者之れに附記して曰く、

御道中に於て、何様の怪我ありしや、不知

然り、彼は其身に於て何等の傷を受けざりしも、然かも其心に於て大なる痛みを被むれり、大なる痛とは何ぞや、四月二十五日に於ける大久保長安の死、即ち之れなり、(三)かくて同月二十八日以後は更に腹中に病ありと稱して登城せず、只だ長安の

諸子大久保藤十郎、同外記、青山權之助の三人に向て其父逝去の悔狀を送りしのみなり。

はからざりき、五月六日に及びて、一大疑獄は起りぬ、倉中の毒酒と、秘密の石櫃とは、長安の屋敷より發見せられて、彼が陰謀は遂に家康の知る處となりぬ、(四)其結果として、同月十七日、長安の子藤十郎は掛川に、外記は横須賀に、青山權之助は小田原に、其他の諸子も各地に幽囚せらるゝに至りしかば、政宗は直ちに在府の忠輝が北方を越後に移さしめたり、加ふるに長安の死骸掘り出されて、駿河安倍川にて磔罪に行はれ、且つ其諸子に死を賜ひし翌日、即ち七月十日に政宗は江戸を發して同月十七日仙臺に歸れり、然れども其後彼の煩悶は甚しく、自から之れを慰めんが爲めに、或は大橋の下に、或は國分薬師堂に、或は袋原に川狩、鷹野をなして、一日も城中に留まりしことなく、一方には、ひたすら幕府の當路者に向て甘心を求むるに汲々たりしことは、次ぎに治家記録記する史實に於て知ることを得べし。

七月二十九日御献上として、初雁一羽、江戸へ差登せらる、

晦日、御献上として、初雉一尺、江戸へ差登せらる、

40

八月朔日、大御所へ御献上として、菱喰一羽、駿府に差登せらる。

二日、御献上として、鯉一尺、駿府へ差登せらる。因て本多上野介へ御書進せらる。

九日、本多佐渡守、大井大炊助、青山圖書殿へ、各御書を以て鯉一尺を贈進せらる。

十七日、御献上として、鶴一羽、江戸へ差登せらる。

十八日、本多佐渡守殿へ御書を以て、沖菱喰一羽を贈進せらる。

二十三日、土井大炊助へ御書を以て、鶴一羽贈進せらる。

九月五日、御献上として、〇〇〇〇、江戸へ進せらる。本多佐渡守へ御書並に鶴一羽進せらる。

九日、土井大炊助殿へ御書並鶴一羽進せらる。

二十三日、若黄鷹を駿河へ送らる。本多佐渡守へ御書を以て、隼二隻を進せらる。

十月朔日、大神君へ若黄鷹三連、鯉子籠二十五尺等を献上す。本多上野介殿へ鶴一

羽本多佐渡殿へ隼三連、

五日、大神君に鯉十五差登せらる。

而して、此間に於て、彼が南蠻に渡す可き船は既に成就しぬ。ソテロも亦た來れり。殊に向山將監は祈禱の守札すら送り來りたり。かゝる際に當りて若、此行を中止せんか、疑問は更に疑問を生まむ。しかず、萬一の僥倖を未來に期し、彼は非常なる英斷を以て九月十五日、月の浦を出帆せしめたり。然かも彼に對する幕府の疑は、之れと共に稍々重きを加へたるが如し。即ち九月二十七日、家康は秀忠と江戸に會合し、其結果にや、翌十九年正月二十四日を以て、兼て長安を進めし小田原城主大久保相摸守忠憐の改易となり、同時に後藤助八郎は本多佐渡守の書狀を持して仙臺に下れり。政宗此書を得るや、急ぎ返書を認めて佐渡守に送ると共に、更に急飛脚を以て秋田侍從義宣及び忠輝に向て書狀を送れり。而して此書狀と政宗の案文とは治家記録によれば、吾人が前に擧げたるが如く、不傳の二字を以て抹殺せられたり。殊に怪む可きは、同月十六日より同月二十日迄、全く日記の闕失せしことなりとす。かくて「謀叛氣あるものは其財源を枯すに如かず」との幕府の政策は、眞綿で頭をしむるが

41

如く政宗に向て適用せられたり、即ち十月九日、再度の書状は江戸將軍より到來し、他の國主は自身罷越すに及ばずとの仰出ありしに不拘、政宗は獨り越後の高田城普請を命せられ、且つ途次江戸へ立寄る可き由の命に接せしかば、翌年三月十六日、彼は仙臺を發して四月八日、越後府中に着せり、而して六月幕府は阿部備中守及び岡田太郎右衛門を以て密かに政宗の動靜を窺はしめたり、されど別にさしたることもなかりしを以て、幕府も稍々意を安んせしが如し、かくて、城普請も終りしかば、七月二十一日、富岡を發し、同月二十八日の夕暮、無事仙臺に歸れり、幕府の疑心稍々晴れしと共に、彼も亦た稍々安堵の思をなせしが如し、八月十五日月見の際に彼が詠せし歌こそ、自から彼が當時の心的情態を語れるものならずや、

一年に今宵はかりの月の空

たくひ稀なる影を見るかな

而して、歸臺未だ幾何ならずして、又た大阪陣の命は下りぬ、是に於てか彼は九月十日を以て再び仙臺を發して、同月十五日下野小山に至るや、兼て懸意なる大阪方の和久半左衛門來りしも、傷持つ彼は決して之れに面會せざりき、同月二十日江戸

出馬の際、越後少將忠輝に與へし文に

急度致言上候、爰許御着日々之様に奉待候得共、于今無御着候、乍恐無御心元令存候、承候分者當御城御留主被成し由、定而大阪表え御上被成度可思、食事奉察候、乍去御兩所様の御爲之義に候間、早々御方え被成御座、尤至極候、拙者せかれ

美作事、此方に殘申候間、萬事被加御詞可被下候、奉頼御事候、猶先より可申上候、今度拙者に御先と被仰付外聞實義御事候、恐惶謹言

追啓、今月二十日罷立候、猶奉期後音候 以上

十月二十日

松平陸奥守政宗書判

越後少將 御中

政宗に先鋒を命じながら、其子美作と、女婿忠輝とを江戸に止めたるは幕府に深き思慮のありしものならむ。

想ふ昔、家康尙ほ三河にありし際、笠原與太郎なるもの三河を亡ぼして自己の有になさん爲め、偽りて家康の麾下に屬せしが、家康早くも、それと知り、却て彼を利用

して姉川の合戦に先陣を命じ、勇戦せしめて、遂に味方の勝利となりたり、本多佐渡守正信此間の消息を洩して語れる中に、

與八郎が二心なき體に見えしに、御乗りながら、御心に乘らせられぬ所これ有る故、先手仰付けられたり、人の乗ずる處を乗らじとするも一物これ有る如く候へども、乗ずる處は乗りながら乗らぬ處是れ有てよしとす、秀吉の乗ずる處を右の如き心にて、御あしらひなされ候事然る可し、

げに術數に富める家康と正信とは、又た此策によりて奥州一の豪の者を乗せしことを政宗は果して知りしや否や。

(一)家康の第五女は市姫にして慶長十五年天子譜牒餘錄に松平陸奥守事上として、「慶長十五年閏二月二十五日先年忠宗に御縁組被仰出候權現様姫君様四歳にて御早世被遊候」とあり、又た伊達政宗記録事蹟考記には「慶長十二年丁未、英勝院太田氏の女於勝方腹に權現様姫君御誕生被成候此姫君と忠宗朝臣御縁邊之御契約御座候處同十五年閏二月二十二日御年四歳にて御早世被成、駿府一照院と申淨土寺にて御葬禮有之」となり、九族記には「慶長十二年正月駿府にて御誕生」となり、尙ほ孝亮宿稱日次記に「十八日甲午晴、板倉伊賀守兩傳奏亭來、申立て大嗣、息女他界也、仍事外有御愁嘆問、先御讓位可有御延引之由、從駿河申來云々」とあり、

(二)之れ余の大膽なる推論なり、政宗が鐵砲に對して注意を拂ひしことはギスカイノ(西班牙の使節)が十日許りも江戸に滞在して居つた間に、セントジョンの祭日があつたので、彼は當時江戸にある耶穌寺にお詣りをする事になつたが、又例の鐵砲を擔つた兵士に護衛させて、お参りをして居ると、向方から二千人許を引連れた大名がくる、それは誰かと云ふと、有名なる伊達政宗である、まもなく政宗は馬かり下りて、ギスカイノの前に町噺にお辭儀をした、さうして言ふには、先日あなたの兵士がやつた小銃の發火に就て、私にもう一度見せてくれないかと云つて頼んだのだから宜しいと云つてギスカイノは自己の引卒せる中の二人に發火せしむると、政宗は耳を塞ぐと共に、馬が荒出した爲め、之に乗つていた人々が落ちる、それを政宗が衆と共に笑つたと、ギスカイノの日記にある(「捕鯊」十七世紀に於ける日米の關係(慶應義塾學報一三九號))

又た彼が戰陣に於て銃を使用せしことを示す時は、左の如し、

伊達政宗大阪冬陣陣立費大日本古文書伊達文書三二頁三三四の三三八)

總五十七
手 藤下
圖 藤下
發 藤下
總五十七
馬七十六
總三百三
寫 百
總 百
總五十七
黒澤 久七
伊藤 肥後守
前田 櫻兵衛

上鐵火砲

伊邊右近大輔
馬上百騎
鐵砲五百挺
鐵百丁

伊邊坊屋守
馬上百騎
鐵砲五百挺
鐵百丁

鐵百丁 白釋丹波
大内源左衛門尉

鐵百丁 河東田邊殿
大町次兵衛

鐵百丁 安藤權左衛門尉
坂口八左衛門尉

鐵百丁 佐々布五郎衛門尉
高橋二郎衛門尉

鐵百丁 水幡筑前守
遠山伊豫守

鐵百丁 石母田大膳
熊ヶ谷伯耆

鐵百丁 森田左衛門尉
白石主膳

鐵百丁 巖山出羽守
長尾主殿

鐵百丁 大山助兵衛
熊ヶ谷伯耆

鐵百丁 草刈藏人
秋保長門守

鐵百丁 飯沼尾張
磯田作左衛門尉

鐵百丁 佐々者狹守
長尾主殿

鐵百丁 氏江惣内
弓田右馬丞

鐵百丁 藤藤屋
横山彌次衛門尉

鐵百丁 星倉兵衛
櫻尻藤兵衛

鐵百丁 山岡志藤守
津田民部少輔

鐵百丁 上田久入
志々左馬進

鐵百丁 松本増孫
高野藤兵衛

鐵百丁 石川彌平
小田部大膳

鐵百丁 富田平内
新田刑部

鐵百丁 多川主膳
佐田與兵衛

鐵百丁 牧野大藏
今泉山城

上鐵火砲

五十「大町左衛門尉
 五十「石井田長兵衛
 百「須江六郎左衛門尉
 百「小島左馬丞
 百「井田十郎左衛門尉
 百「井田十郎左衛門尉

(三)大久保長安の死去に就きては梵誕日記(慶長十九年四月)に「二十五日微雨降大石州夜入死去也」とあり、又た當代記に「大石州死去去年六十五、從駿府死骸を甲州に持行、葬禮急度令用意處、近年代官所勘定速に不遂して、左様之義無益之由甚以、大御所の曰問右支度徒に止之有之聞御謔、石見下代の者消魂、又た慶長見聞書に「下州之煩色々令養生候得共、兼本復相果申候、遺言に金棺に入、駿府より甲州に送り一國の僧を集、葬禮結構に可仕由申置候得共左様事爲仕問敷由從大御所様被仰付」とあり、
 (五)大久保長安の疑獄に就きては駿府政事録に「六日大久保石見跡之勘定下代共被召手御取之處、過分私曲有之由殊之外御腹立爾諸國石見守財寶可取出之由被仰云々、又た大久

保家記別集によれば、

如何なる子細ありて斯富るにや和漢の珍寶庫倉に充満す又貯る金銀の員數知る人なし去れども命は金銀にて繋ぎ止がたき物なれば石見守病床に臥て己に九死一生に臨ければ愛妾廿四人を呼集め金壹萬兩づゝに和漢の織物を添て形見に殘し終に死す石見守が嫡子藤十郎次男外記藤四郎と云ひけるが遺帕をも殘さず未跡も不立此時伴の妾共暇の願ひを立て、形見の金子渡されよと催促するに二十萬兩餘の大金なれども員數も知らぬ富饒なれば此金子與んこと難からずと云へども人情欲に迷ひ兄弟相繞め金子を惜み渡さず妾どもへ申渡しければ石見守死去せられて上向の勘定等も有る可き事なれば係る大金は渡しがたければ先金千兩づゝ與んこと、云ふ妾共千金受取らば相應の片付も成べきに彼等も又た欲に溺れ是非に約束の如く請取らんと申察りて甘餘人の妾共駿府に來て直訴に及ぶ故に神君石見守が身上不相應の金子所持するを不密に思召て彼妾共へ委く御詮義有りしに妾共は藤十郎へ立腹す故に平日奢の有様有の儘に申上る結構の器財に和漢の珍寶上にも増りつらんなど、女の利根に任て訟へけるに依て神君爾々御不密に思召て俄に檢使數人仰付られて石見守が世帯欠所仰付らるゝ處に藏に貯へ置たる處の金七拾萬兩其外銀錢の類ひいか程と云ふ其の數も知がたき程と云々故に先封付成て其旨を跡へ其外諸道具の類數量なり太刀刀千あり村正が作計も百腰に餘る唐物の道具は御藏にもなき品迄も出る殊に居間の下に石櫃あり其の内に黒塗の箱一つあり封の儘御前に差上る神君御覽あて大に驚かせ玉ひ扱は石見が私欲廣大也勘定相糺す上は

50 事なしと邪智奸辯に述べされしやとの御憤り有て件の箱を密かに開かせけるとかや石見守が方より唐の帝王へ種々の物を渡したる禮義の書異國王より日本へ品種を送りたる注文、第一日本人切支丹宗を弘め宗風を以て攻之己家内者として異賊を導き忠輝卿を本邦の帝王とし己關白職とならんと奸策ある書面此の外一味連判流石の神君御驚嘆の體に在し則此の書御懷中多れば誰有て其の後委きを知る者なしとかや、然共大阪落去以後忠輝卿御勘氣にて御身上召上られ流刑有しは全く此御咎とぞ扱石見守は慶長十八年の四月廿五日病死せしかも累年の積悪重科者なりとて其の死骸を掘出し同七月九日駿河の阿部川にて磔罪に行はれ其左右は藤十郎、外記同罪に處せりる、

六

疑の雲に蔽はれし忠輝は、大阪冬の陣には關東の留守居を命せられ、(一)次で、元和元年夏役には、溝口宣勝、村上義明等を先鋒として北陸道より打つて登り、大和路の大將軍を承るや、(二)家康の豫想に反して何等の功をたてざる中に大阪は落城せり、(三)世或は之れを以て政宗の罪となし、或は之れを以て花井主水の怯懦に出づとなすものあり、(四)然れども其が大阪に着せし後の有様と、將軍の許可なくして國に歸りし行動を察すれば、(五)彼は務めて此戰役の長からんことを祈りしと共に、意想外早き落城に失望せしが如し、之れ豈に政宗と共に自己の父及び兄に反して豊臣氏

に合するの疑を起さしめし所以にあらざるか。(六)

げに忠輝が北陸道より打て出でし際、其家臣が近江守山の宿にて、將軍の家人長坂十左衛門、伊丹彌藏の二人を討ち果せしこと家康の知る處となりしを導火線として、(七)安西右馬允が主、忠輝の無情を怨みて、一封の書を奉行衆に投じ、上總介大阪役に何等の功なかりし所以を告げてより、花井主水と彼との對決となり、(八)更に花井主水は大御所より推問せられ、次で松平忠左衛門勝隆を使として忠輝には、此後永久の對面叶はざるむね仰せられたり、(九)此間の史的徑路を知らん人は必ずや武士にとりて、此上もなき不名譽なる永久の勘當が、只だ瑣々たる家人誅戮の所以にあらざるを察るに足らむ。

かくて遠き境より歎かんと、便あしからんと、駿河宿老の言に任せ、忠輝は越後を出れて、武州の深谷に籠居し、此處より大御所家康に向て、詫狀を呈せんとせしが、御鷹場近所候間不可然とのことに、やむなく上州藤岡に轉じぬ、(十)此間家康は江戸に赴き、將軍秀忠と西の丸に會し忠輝のことを密談せり、其後忠輝が將軍に向て、大に畏を抱きて嘆願せしと、政宗討伐の風評とは此間の事情を解するに足らむ、(十一)

然かも、一大不幸は彼の頭上に落ちぬ、家康病あらたまりぬるとの報、其耳に達するや、彼は藤岡より駿府に來り、其母及び其他の女中にすがりて、勘氣を赦されんことを乞ひしも、家康臨終の際に至る迄、何の許なくして逝けり、忠輝の遺憾それ如何ぞや、かくて久能山に葬るの日、將軍秀忠は九鬼長門守安隆をして彼が旅館たる臨濟寺を守らしむ、其後彼は再び武州深谷に赴き、増上寺の住持觀智國師(十三)に赦免の程を願しも、此處は往來の巷なりとて退けられ、彼はなす由もなく、再び藤岡に歸りぬ、かゝる中に花井主水は常陸笠間の城主松平康長の許にて首を刎られ、安西右馬允も、主の罪訴ふる事は勇士の本意にあらずとて又た誅せらる、こは幕府が秘密の他に洩れんことを恐れし故なる可し、此間に於ける政宗の舉動こそ最も注目す可きものならずや。

其初め大阪城を汝に與へんと囁せられし(十三)忠輝は今や消す由もなき罪を抱きて、忍びやかに淺草の館に入りぬ、是に於てか將軍秀忠は神尾安世、進藤信用をして伊勢國朝熊に移る可き由命せられぬ、をぼふる雨の日、彼の乗物は掛川を過ぎぬ、(十四)かくて、彼は二十五歳の身を以て、朝熊山の奥深く配所の月を眺むることゝな

れり、其が江戸を出でんとする際、彼は寧ろ首刎ねられんことを乞ひぬ、又た元和四年三月朝熊山より飛彈高山に徙されし際も、(十五)當時の使たる中山勘解由照守に向て死せんことを訴へぬ、

介殿仰せけるは、初め此所に流されし時に、御許を蒙り、自害すべき由を申せしに、御許しなれば、つれなき命ながらへて今に至りぬ、いかに耻ぢがましく、此處彼處にさまようべき、只この所にてかうべを刎ねらるべし。

惘れ、朝熊に入りてより、鷹狩川逍遙の絶て心を慰むるものなく、あけくれ、失望の獄裡に鎖さるゝ身の死は只一の慰藉なり、しかも其死すらも許されず、徒らに望なき身をながらひて、味氣なき世と戦ふ、何んぞ狂なきを得んや、彼が飛彈に赴きし際に、介殿御心改らせ給はず、けしかる御振舞の多ければ、金森(出雲守頼直)守護し參らせんこと、如何にも叶ふ可からずと、辭しぬと、まことに遣る瀬なき苦痛と失望と、怨恨とは此の如くして送れるなり、次で寛永三年信州諏訪の諏訪因幡守頼永に預られぬ、(十六)其昔此國に於ける一城の主たりし彼は、今や幽閉の身となりて、再び此地に入りぬ、彼は其身にかゝる悲惨の運命を見て、漫ろに涙を落さゞりしが、遮莫、此際

怨多き秀忠は既に逝きしを以て、彼は晩年を此地におくり、天和三年七月五日、九十歳の高齡を以て逝きぬ。心譽輝日寂林院に之れ實に此の薄倖の貴公子が此世に残したる彼世の名なりしなり、而して幕府の彼に對する待遇は其死後に至る迄冷かなりき。(十七)

嗚呼、歴史の光、彼を照さざることを二百有餘歳、其間事象日に没して文獻の徴す可きなし、吾人は史家として只だ「ランケ」の「Nur daran kann kein Zweifel sein, dass auch diesmal Ehrgeiz und Machtbegierin grosse Rolle spielen」の言を(十八)を繰り返すに過ぎざるのみ。

(一)今度留守中之儀、縦何様之儀難有之、一切城中不可出候、但酒井河内守相談折には手前の番所まで被成候、御法度以下堅可申付者也、仍如件、

慶長十九年十月二十三日

御黒印(秀忠)

越後少將殿(忠輝)

(二)本光國師日記に五月朔羽越中に與えし書として其中に「昨日晦上總様首都へ御着候、般若寺御本陣、政宗も同日に水津迄着陣候、松平下總殿、本多美濃殿此衆も昨晦奈其附入へ着陣の比に候」又た山本日記に「大和路より國分越道明寺表へ押出る人数は上總介越後少將殿人数二萬爲先手、後詰仙臺陸奥守人数三萬、伊勢三河御譜代衆本多美濃松平下總

守水野日向守等爲目代道明寺口へ發向に極、四月二十八日上總介伏見出陣し大和路に至る」とあり、更に幸島若狭大阪物語中大和口の様子開書に「五月六日に大和口より敵夜をこめて出候故松平下總守先手鼻合して足柄攻合有、夜明にも少しの攻合有て下總介殿に奥平金彌と申人七十餘歳のみ大和口の一番頭取、大和口にて手に合衆松平下總殿水野日向殿、堀丹後殿松倉豊後陸奥殿内片倉小十郎自身二三ヶ所手負申事、大和口の敵後藤又兵衛、真田左衛門尉、大野修理、大村作左衛門、鈴木田平人、明石掃部などありたと承候、敵方にて真田左衛門先手、大村作左衛門者共後藤又兵衛先手の者と、此に三人手に合申候由承及候、上總介殿先手大將花井主水正、山田平人正、松平大隅守、此三人は興力かけて二萬五千石づつ、松平筑後守一萬石餘、其外五千石七千石の衆右三人の手にくわり先手仕候、上總殿馬廻り三百騎餘も可有御座候、上總殿御侍に玉蟲對馬守朝日丹後守、正木伊豫守、堀在候、又た武徳大成記に「上總介忠輝をして一面の總督として大和口より大阪に赴かしむ、前軍數部一番に水野日向守勝成、丹羽勘介氏信、堀丹後守直實、及大和の兵松倉豊後守重正、奥田三郎右衛門忠次、神保長三郎相茂、本多因幡守、別所孫次郎、桑山伊賀守、二番に本多美濃守忠政、同中務少輔忠訓、同甲斐守政朝等三番に松平下總守忠明及美濃兵、四番に伊達政宗が一部の兵一萬五千各忠輝に先立つ、總督上總介忠輝は村上周防守、溝口伯耆守宣勝を以て部屬として騎兵一萬五千、村上、溝口、隔日先鋒たり、四月二十八日京師を發す」

右之御慶事破て翌年の五月に兩御所大阪表へ御田馬の時仙波口の御先手は前田筑前守殿なり奈良口の御先手は越後少將殿なり是は大御所の御子にて當時將軍秀忠公の御舍弟なり去冬の御陣の貶は御留守居を仰付られ江戸西丸に差置れし也當年二十四にならせ玉ひけるが、勇猛にましましければ此度大阪に於てはなはなしき御軍なさるべきと御高察有れば諸事御心元なく思召れる故に上様より御横目を付させられ少將殿御行跡御人數等を聞召され候えは御分限に過て御美々しく綺羅をしかせ玉ひけり其由を大御所様聞召されて思召れるやうはいと、心の勇有上總介なるに去年の御陣の御留守を仕さこそ殲念に存じつらめ、其勢ひこれ有若武者なれば是非とも今度の軍には軍中の人々の目をさませんとこそ思ふらめとて奈良口の御先手をば伊達陸奥守政宗と仰付られ上總をば其後備にと仰られければ云々

忠輝其功なきより家康の不快を招きしことは治家記録五月七日の條に

其後上總介御越あり本多上野介殿披露せらる臆を御覽有て御意に懸らず是れに御容あれと上野介申さる、に就きて御前に出づる所に今日は何をして居たる哉と降り御意有て家老の輩にも御詞も懸らず花井主水に仰らる、堺の方へ落人共見へたり上總介殿者共を遣し責て亂妨成とも致させよと仰付らる……

(四)伊達政宗記録事績考記に忠輝公より花井主水爲御使者御手前之人數可致疲勞我等人數一戰可仕間仰之處軍は今日に限るべからず今日は御止まりある可き由御返答又た柏崎物語に忠輝が松平覺雲に直接物語りしものとして「大阪の事も政宗に頼み居申に

より油断の様に思召事も御尤也御自分に無念に思召也」とあり、元寶日記に八月二十七日家康公花井主水を召駿府今度忠輝卿は何故軍役懈怠し無軍忠やと有御尋主水御請して云ふ先手の軍兵共於道明寺表敵と雜及候間馳使雖告其趣先手の大將伊達政宗與即山今猶豫之間難破令遲滯之間に落手空手せらる云々とあり、玉滴隱見及び幸島若狹大阪物語には玉蟲對馬守及び劍持但馬守の考より出づとなせり。

花井主水の怯懦に出づとなすは安西右馬允なりとす。

(五)東武實錄元和二年の條參照

(六)Richard Cook's Diary, vol. I, p. 138.

(七)駿府記に

八月五日(朝)之間小雨降、巨刻從矢橋御乘船水口御止宿、今晚仰曰、今度越後少將殿上落之刻、於森山草津邊、江戸御家人長坂某、伊丹某不慮行合處、理不盡截殺之由始而立御耳奇怪之由、御氣色不快、仍召本多上野介其子細令問給處、右之風説有之、委不存之由言上、又近江代官長野内藏允、小野宗左衛門、觀音寺を召其許爲近邊之間、定可存之由波仰出處に申旨上總殿御出不存、長坂某、伊丹某參會之處前駈之者共少將殿御列乘打仕條狼藉號曲事截殺之、

(八)元和二年六月十日花井主水と安西右馬丞公事有て目安狀を差上ぐるに就て公方御前にて對決仰付らる、花井は少將殿御母方の御爪の端にて御家老分なり、安西は本は文右

衛門と稱して輕き者なり、少將殿の御取立を以て此比は目付役を命せられ三百石許りの身上なり、公事は安西方より仕懸けたり、

(九)勝隆家康の命を受くるは元和年、錄に八月とあり、武林新談に九月とありて、其中八月二十四日を以て稍々事實に近しとなす、

(十)元和年錄に「十月上總殿深谷御座候へ共大御所様御鷹場に近所候間不可然之由に而上州藤岡に御座被成小大膳下屋敷に御留居被成」とあり、按ずるに慶長四年忠輝深谷に封せられ、又た佐倉より川中島に移封せらる、故に深谷城は彼にとりて由緒ある處なり、

(十一)Richard Cook's diary. Vol. I. P. 118 a. 192

(十二)増上寺世代譜に

第十二代中興貞連社源譽上人普光觀智國師、武州由木の産、父は由木氏平山黨季重の檢金吾校尉源利重の男十八歳にして當山第十世感譽上人の座下に授じ剃度修學して天正甲申十二年當山住職十八庚寅年東照宮御入國之節、永々御菩提所の御契約有て御歸郷のあまり、淨土の宗勝及圓頓戒をも受させられしによりて同じく台徳院殿えも奉授らる、慶長四己亥年紫衣の繪旨を蒙り同十三戊申年再び常紫衣并勅願所の繪命賜り同十五庚戌年七月後陽成院勅請によつて參内、淨土の宗脈及圓頓戒奉授られしによつて、同月十九日持參震翰を染させられ更に普光觀智國師の徽號を賜ふ、其の後元和六年十一月二日、任務三十七年、春秋七十有五にして遷化

(十三)Richard Cook's diary. Vol. I. P. 116 Pages Histoire de la religion in Chre'tienne au Japan. P. I. P. 314.

(十四)Richard Gicks Diary Vol. I. P. 164

(十五)諸家深秘錄に

元和四年戊午の春將軍より少將殿へ上使として中山勘解由を以て被仰遣けるは朝熊の儀海道近邊に候へば氣遣にも可被存候間飛驒の國へ移り被申可然之旨上意の通り申上けるは少將殿開召上意之段難有仕合奉存候我既に先年江戸に於て切腹可仕之旨申上候得共御謔難背尊慮に任せ只今迄存命仕候事本意の外に候此上は何方へ參に不及候間此にて切腹被仰付候歟に申上度由仰つるに付勘解由此の由を承り御意御尤に候へ共上様より私に上意の趣は朝熊は元來殺生禁斷の地にて其上海道近く候へば旁以て少將氣遣に可被存候間飛州へ相越され候は片遠所にて諸事心遣もなく折々は遊獵などに被用にも宜しかるべきとの上意に候へば是は偏御爲にも可然御使に參上候也と乍憚悦び罷越候處に只今の御意を承候へば却て拙者の迷惑に罷成候此上は御存念の通り高聽に達し可申候間其迄は御遠慮被遊下され候様にと申上、早速宿次の早飛脚を以て右の趣言上に及ければ仰に曰く其儀に於ては心次第に仕其身は可罷歸之旨上意に付御暇の爲少將殿へ參上して件上意を謹で申上、目用度御出世の刻、尊慮を得奉るべきの由を申上られ候へば少將殿被仰候は鬼角御意を背候へば慮外に候間此上は何國迄成共上意に可候と被仰出候へば勘解由此旨承り始より左様にこそ奉存也いかにも至極仕たる御意に候とて則飛州への用意をせ被致けり。

(十六)史料通信叢誌第十二編にある上總介殿諏訪配流之記に

上總介忠輝

二八二

寛永三年丙寅卯月二十四日信州諏訪へ上總少將様御預け御着城爲御兩使中山勘解由殿内藤外記殿飛彈を諏訪迄被奉送之都合上下四十餘也本城南九に御座所出来家中に而家筋之者一人宛御用掛相勤る兩角太郎兵衛、矢島八兵衛、大熊善兵衛、上原清兵衛等也元和三癸亥年七月三日上總少將様御逝去井牛八左衛門、牛山源左衛門、爲兩使同五日早朝江府へ参在因幡守忠晴へ言上、即刻右兩使被召連御老中方へ被相廻立歸り之御暇拜領在所に一日之逗留直に参府也、

上使服部久右衛門殿七月江戸御發足爲御案内井手八左衛門從之九日諏訪御着翌十日御尊骸御收相濟御歸府有之黒澤平兵衛從之畢、而城下貞松院え奉葬之御戒名奉號

寂林院心齋輝窓月仙大居士(文祿元壬辰御生九十二歳に而逝去天和三癸亥七月三日也)

其他、忠輝逝去のことを記述せるものには天和錄に、七月五日去三日於信州諏訪上總介忠輝卿卒(九十二歳)就夫諏訪因幡守在所へ可被越旨被仰付爲檢使御目付服部久右衛門被遣之とあり、又た萬天日錄に、七月五日諏訪安藝守(因幡の籠)被爲召之在所にて上總介去三日逝去に付在所へ御暇被下其上檢使被仰付旨被仰渡之、逝日服部久右衛門信州諏訪にて上總殿逝去に付爲檢使可被之旨被仰候

(十六)貞松院九世住僧辨達和尚の差出せし願書に
乍恐奉願口上之覺

松平上總介様御事二十四年以前於信州諏訪御逝去被遊同所愚院境内に奉葬候得共其節より御佛供料等も無御座候に付只今迄は御忌日に御供物等奉供義も無御座候勿論御年忌御嘗被成候而も御法事執行仕候以前之御家人筋目之者共打寄漸御茶湯など差上候義に御座候則僧義も御家人之世替(村井九太夫弟)に御座候處上總介様御遺言を以爲御菩提幼少之節生家仕於増上寺學問相勤相在候處貞松院は相僧師跡故去夏入院仕候幸夫秋御二十三回忌に御當候故御法事執行御回向申上候段誠に以冥加相叶本懐至極奉存候以上相僧住職之間は何分とも御回向可申上候得共後代至候得ば御追善及愈斷可申候と歎敷奉存候就夫岡崎三郎様御寺遠州二俣清龍駿河大納言御寺高崎大信寺御公儀様より御佛供料被遊御寄進候付御追善等無解怠相勤り申候殊に上總介様御事は御一生之間御扶持方被進其上二十五年以前御煩之節も諏訪因幡守迄御奉書を以御病體被遊御尋候程の義御座候處時之住持如何存候哉御佛供料之義不奉願候故只今至候而は一向之御無縁被爲御成候段無是非御事奉存候右申上候通相僧義は御譜代之者之忤候得ば此段別而歎入奉存候依之今度恐乍御佛供之儀願候上永々御追善等も無油斷相勤候様にと奉存候此等之趣何方にも宜敷御沙汰被遊被下候は難有仕合可奉存候委細之義は御尋之上口上可申上候以上

寛永三丙戌年四月

淨土宗知恩院末寺
信州諏訪 貞松院

上總介忠輝

二八三

(十八) Paulke, Sämmtliche Werke. B. 14. S. 267

七

傳ふ朝鮮征伐の際、家康が名護屋の陣中より江戸に留守せる井伊直政が許に贈りし一書に「節々飛脚祝着被思食候、猶中納言殿秀忠若氣之間、萬事可被入精候謹言」(一)とあり、若氣はげに老實なる徳川の嚴戒なり、而して之れを破りたるものを忠輝となす、彼が何故に薄倖の生涯を描きしかの動機に至りては今日迄の文書研究の結果にては到底明白なる解答を與ふること能はず、遮莫史劇として之れを見る吾人は非常なる興味を感せずんばあらざるなり、即ち舞臺は世界的にして、政治、宗教の兩方面にかけて野心を包藏せるものに、政宗あり、長安あり、ソテロあり、若し夫れ支倉常長の年齢を少し若くして、之れに水ぎはたちて美はしき女姓を配せば、よし月の浦の夕に、ソーレンシュタイン劇の「テクラ」が「Uns trennt das Schicksal unsere Herzen bleiben einig」(二)の言あらずとも、大に観客の目を、悦ばずに足らむ、我邦に好個の史劇なしと云ふは史劇の材料なきにあらず、詩人の努力足らざるなり、シルレルの「ソー

レンシュタイン劇を作るや、先づ三十年戦争を研究せり、彼れにとりて、史は詩の倉庫なりき、吾人は當代の詩人が其努力と修養とに於て深く、シルレル其人を學ばんことを希ふ。(完結)

(一) 大久保湖州「家康と直綱」頁一四四

(二) Fr. von Schiller, Wallenstein, Zweiter Theil, Dritter Aufzug, Einundwanzigster Auftritt.